

令和5年度山形県立高等学校通信制の課程入学者選考における新型コロナウイルス感染症への対応について

このことにつきまして、下記のとおりとすることとしましたので、お知らせいたします。

記

1 出願について

入学願書等の提出は志願者本人が持参することとしている高等学校において、志願者が新型コロナウイルス感染症の感染者又は濃厚接触者※（以下「感染者等」という。）となり、出願期間や願書受付日が、新型コロナウイルス感染症の療養期間や濃厚接触者の待機期間にあたる場合には、郵送により出願書類を受理する。

※ 以下のような場合、濃厚接触者に該当する可能性がある。なお、濃厚接触者に該当するかどうかは医療機関の判断による。

ア 感染者と同居している場合（例：家族等）

イ 感染可能期間（症状がある場合は発症日の2日前から、無症状である場合にはその検査日の2日前から療養終了まで）に、以下のような状況が1つでもある場合

例：感染者と1m以内でマスクの着用なしで15分以上接触（食事など）した場合

例：通気状況の悪い場所で感染者と長時間接触（会議、個室での作業、車での移動等）した場合

2 選考について

作文及び面談を願書受付日に実施するとしている高等学校において、志願者が感染者等となり、願書受付日が、新型コロナウイルス感染症の療養期間や濃厚接触者の待機期間にあたる場合には、調査書等を主な資料として選考する。

3 志願予定者が感染者等となった場合の連絡について

志願予定者が感染者等となり、出願期間や願書受付日が、新型コロナウイルス感染症の療養期間や濃厚接触者の待機期間にあたる場合は、当該志願予定者の保護者（志願予定者が成人の場合は志願予定者本人）が速やかにその旨を志願予定先の高等学校に電話で連絡すること。